

令和5年6月16日

【内閣府】

【概要書】

令和4年度 東京電力福島原子力発電所事故調査委員
会の報告書を受けて講じた措置

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和4年度 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置(要点)

- ◎ 国会法(昭和22年法律第79号)附則第11項において、「内閣は、当分の間毎年、国会に、(中略)東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書(※1)を受けて講じた措置に関する報告書を提出しなければならない」とされている。フォローアップ(※2)は平成24年度版から毎年実施しており、今回で11回目。
- ◎ 本報告書は、関連する閣議決定白書(※3)で報告されている取組等を、各提言に対応する形で取りまとめたもの。

※1 国会事故調報告書(平成24年7月5日公表)

※2 提言1(規制当局に対する国会の監視)、提言4(電気事業者の監視)の一部及び提言7(独立調査委員会の活用)は国会に対する提言のため、それ以外の提言について講じた措置を報告。

※3 防災白書・原子力規制委員会年次報告・東日本大震災からの復興の状況に関する報告・エネルギー白書・環境白書の5つ。

提言2(政府の危機管理体制の見直し)について

【令和4年度に講じた主な措置】

●原子力防災体制強化に向けた環境整備

- 国、地方公共団体及び原子力事業者の防災体制や関係機関の協力体制の実効性の確認等を目的として、令和4年11月4日～6日、**福井県美浜地域を対象に、原子力総合防災訓練を実施。**

提言3(被災住民に対する政府の対応)について

●除染・住民帰還等の進捗状況

- 令和4年4月以降も引き続き、「準備宿泊」を開始し、**令和4年6月から順次、葛尾村、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、飯館村の特定復興再生拠点区域の避難指示を解除。**
- 2020年代をかけて、帰還意向のある住民が特定復興再生拠点区域外へ帰還できるよう、令和5年2月、住民の帰還及び帰還後の生活の再建を目指す「**特定帰還居住区域(仮称)を設定**」できる制度を創設する、**福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案を国会に提出。**

●健康管理・健康不安への対応

- 放射線の健康影響に関する正確な情報をアップデートし、誤解から生まれる差別を払拭する取組として「**ぐるぐるプロジェクト**」を推進。
- 外国人向けポータルサイト「Fukushima Updates」(言語:日、英、中(繁・簡)、韓)において、福島の復興の状況等に係る動画や海外紙への広告を掲載するなど、**海外に向けた情報発信を強化。**

●中間貯蔵・最終処分への対応

- 中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送は、令和4年度末までに**累計で約1,346万m³の輸送を実施。**
- 除去土壌等の県外最終処分に向けて、福島県飯館村で**除去土壌の再生利用実証事業等**を実施。さらに、**全国での理解醸成活動**として、対話フォーラムや現地見学会置等を実施。

●福島地域の復興支援

- 浜通り地域新たな産業基盤の構築を目指す**福島イノベーション・コースト構想を推進**し、令和5年3月末時点で、**71社のロボット関連企業が進出、407件の企業立地と4,683人の雇用創出を実現。**
- 福島をはじめ、東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化をけん引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「**創造的復興の中核拠点**」を目指す**福島国際研究教育機構(F-REI)を、令和5年4月に設立。**

提言4(電気事業者の監視)について

●廃炉作業の進捗

- 使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けた取組
 - ・1号機:令和3年6月より開始した原子炉を覆う大型カバーの設置に向けた作業を引き続き進めた。
 - ・2号機:令和4年6月、燃料取り出し用構台の設置に向けた工事を開始。
- 燃料デブリの取り出しに向けた取組
 - ・1号機:令和4年2月より水中ロボットを投入。格納容器底部の堆積物の分布等を把握するため内部調査を実施。
 - ・2号機:令和5年度後半途中で、燃料デブリの試験的取り出しに着手する予定。

提言4(電気事業者の監視)について

●ALPS処理水対策にかかる進捗

- 令和3年に福島第一原子力発電所における処理水の処分にに関する基本方針^(※4)を決定し、同年8月に当面の対策^(※5)、同年12月に行動計画^(※6)を策定。**令和4年度は、2度の行動計画の改定を実施。**
- 海洋放出設備工事の完了、工事後の規制委員会による使用前検査やIAEAの包括的報告書等を経て、**具体的な海洋放出の時期は、本年春から夏頃と見込む。**

※4 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分にに関する基本方針

※5 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に伴う当面の対策

※6 ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画

提言5(新しい規制組織の要件)、提言6(原子力法規制の見直し)について

●原子力規制委員会の取組

- 廃炉の安全確保とALPS処理水の海洋放出に向けた取組として、**東京電力が提出した実施計画の変更認可申請について厳正な審査**を行うとともに、安全確保に向けた各種の取組を監視。
- 原子力規制委員会として、優先的に取り組むべき廃炉に向けた措置に関する目標を明確にするために策定した、「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」を令和5年3月1日に改定し、**固形状の放射性物質に対する取組を優先課題として位置づけ。**
- 事故の調査・分析を踏まえ、**BWRにおける原子炉建屋の水素防護対策を見直し**、原子炉格納容器ベントを原子炉格納容器から原子炉建屋への水素の漏洩を抑制する対策として位置づける等の対応を実施。